

# 自然科学研究機構分子科学研究所放射線安全委員に関する取り決め

令和3年7月1日

分子科学研究所長裁定

## 1 趣旨

この取り決めは、自然科学研究機構分子科学研究所放射線障害予防規則（平成16年分研規則第7号。）第12条第1項の規定に基づき、分子科学研究所放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を組織する委員の資格などを定めるものとする。

## 2 用語の定義

- 一 「放射線発生装置所有グループ」とは、放射線発生装置を有する研究室及び研究施設をいう。
- 二 「エックス線発生装置所有グループ」とは、エックス線発生装置を有する研究室及び研究施設をいう。

## 3 安全委員会委員の資格

安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 取扱主任者
- 二 研究所の職員若干名。ただし、放射線発生装置所有グループ及びエックス線発生装置所有グループをそれぞれ1グループ以上含むこと。
- 三 人事労務課長
- 四 技術推進部長
- 五 安全衛生管理室長

## 4 安全委員会委員の任命

前項第2号に掲げる委員（以下「2号委員」という）は、研究所長が任命する。

## 5 安全委員会委員の任期

2号委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 6 安全委員会委員長の選出

委員長は、2号委員（ただし、放射線発生装置所有グループ及びエックス線発生装置所有グループの職員を除く）の中から選出する。

## 7 安全委員会の成立要件

- 一 安全委員会は、安全委員会委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状による出席及び議決は、無効とする。
- 二 安全委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 8 安全委員会委員の代理者

- 一 本取り決め第3項第2号から第5号で規定する委員が、やむを得ない事由により安全委員会を欠席せざるを得ない場合、当該欠席委員を代理する者（以下「代理者」という。）の出席を認めるものとする。
- 二 代理者は、当該欠席委員が指名する。ただし、委員長承認がない場合は代理者の出席は認められないものとする。
- 三 安全委員会は、定足数等の委員会成立要件に代理者も含めなければならない。
- 四 安全委員会は、当該委員会において代理者が議決事項等について意見を述べる権利を確保すること。
- 五 安全委員会は、代理者に議決事項等についての議決権を認めなければならない。

### 附則

この取り決めは、令和3年7月1日から施行する。

### 附則

この取り決めは、令和4年4月1日から施行する。

### 附則

この取り決めは、令和6年4月1日から施行する。